「貝塚市手話言語条例（案）」に対するパブリックコメント結果

○募集期間：平成２９年１１月６日～３０日

○募集方法：持参、郵送、ファックス、Eメール

○募集結果：４名、１団体からご意見をいただきました。

　　　　　　　　　　　　　　　　寄せられたご意見についての貝塚市の考え方は以下のとおりです。なおご意見は、個人や団体を特定又は類推できる情報を除き、原則原文のまま掲載しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ご意見の内容 | 本市の考え方 |
| ① | (目的)第１条の前に、「前文」が必要だと思います。  その内容は、「仮称　貝塚市手話言語条例（素案）の概要について」の「１　条例制定の背景」の内容です。但し、３項の「なお、条例の素案は・・・」以下は不要。また、１項の７行目「長い間ろう者は様々な場面で情報・コミュニケーションの障壁に直面し、基本的人権が守られない生活を余儀なくされました。」に変更。　理由は＜手話が言語である＞ことを明示・宣言して欲しいからです。 | 前文は、法令の第１条の前に置かれ、その法令の制定の趣旨、目的、基本原則を  述べたものです。本市としましては条例の本文に目的又は趣旨を規定することを  基本としておりますので、前文を置くことは行っておりません。本条例において  も同じ考えであります。 |
| （基本理念）第３条について  第１条で「・・・手話への理解の促進及び手話の普及に関して基本理念を定め・・・」と規定されていますが、その３条で「手話は言語である」ことが明記されていません。「手話への理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを前提に、その権利を尊重することを基本として行われなければならない。」を、「手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること、また、ろう者が手話により意思疎通を図り様々な情報を得る権利を有することを前提に、その権利を尊重することを基本として行わなければならない。に変更。 | 手話が言語であることは、「障害者基本法」や、平成26年に日本が批准した「障  害者の権利に関する条約」において明記されています。そのことを前提に目的  （第１条）を規定しています。 |
| （意見の聴取）について  熊取町の条例では、「第８条　町は施策の基本方針を制定若しくは変更する場合、又は施策の基本方針に基づく施策の実施において必要がある場合、ろう者及びその関係者から意見を聴くものとする。」という条項があります。貝塚市でも必要ではないでしょうか。現に行われていることであり、言うまでもないことなのですが、条例にも規定しておくべきだと思います。 | 本市においては、障害者基本法第10条第２項により、障害者の自立及び社会参加  の支援等の施策を講ずるにあたっては、障害者及びその他の関係者の方の意見を  聴くことを原則としております。本条例に基づく施策の推進方針を定め、見直し  等を行う場合も同じ考えであります。 |
| **②** | （概要等について）  ・１条例制定の背景  　7行目「不便や不安を感じながら・・・」というのは合わないと思います。ずっと理不尽な差別を受けてきたのに、言葉が軽く感じられました。 | 本条例制定後、手話の普及を図るための取組を行ううえで、手話の技術だけでは  なく、ろう者と手話の歴史についてもお伝えしていきたいと考えています。 |
| ２、手話を学ぶ機会の確保  　市民に関しては手話講習会を開いて下さっていますが、学校に対しては何をするのか言葉からは分かりにくいです。全ての小学校・中学校の教職員・児童・学生に対して手話を学ぶ機会を与えて欲しいです。今は手話を教育に取り入れていない学校も多く、ろうあ者に対する理解に温度差を感じます。子供達が外国の人に通じるように英語を習うなら、日本に住む日本人のろうあ者の言葉である手話と関わる機会をぜひ与えてもらいたいです。 | 手話の義務教育化については、国による学習指導要領の改正などの対応が必要と  なるものです。このため、まずは市としての取組を進めていきたいと考えていま  す。本条例制定後、手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、具体的な施  策を実施するための「施策の推進方針」を策定します。現在のところ、本市にお  いては、全ての小学校でいわゆる「総合的な学習の時間」などを活用して手話に  触れる取組みを進めています。いただいた学校で手話を学ぶ機会についてのご意  見は今後の取組みの参考とさせていただきます。 |
| ③ | 手話言語条例が制定されれば、手話が日本語や英語と同じく、言語であると広く一般に認識されることになると思われます。それにより、聴覚障害者の社会的地位の向上、聴覚障害者に対する福祉制度の向上、充実が図られものと思われ、一刻も早く制定されることを期待しております。また、手話言語条例の制定と並行して、聴覚障害者が今以上の情報獲得できる体制作りを推進していただきたいと思います。体制作りには、資金面と人材面の課題があります。資金面は議会で活発な議論を交わして予算の確保を、また、人材面では手話通訳者の養成が必要と思います。市役所、市民病院等の公的機関には手話通訳者の派遣や、電話リレーサービスを始めていただきたいと思っています。 | 本条例制定後、手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、具体的な施策を実施するための「施策の推進方針」を策定します。いただいた手話に関する施策に係るご意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。 |
| ④ | 条例案を読んでろう者の方々に何か大きな力となるものを具体的に見いだせないように思い、なんだか少し残念な気がしました。私は個人的には年に1回程度ろう者の方がたと一緒に活動する機会がありますが、皆さん明るく前向きで熱心に取り組みとても楽しい時間を共有しています。私は手話を使うことができませんが、手話通訳者によりスムーズな時間を過ごしていました。わたしの話も多分口話で読んでくれているのだと思いました。しかし、何の不便を感じさせていてくれても、みなさんは大変な努力で口話を身につけているのだと思います。みなさんが仲間と話すときの会話は、凄いスピードと楽しそうな感じは、もしかしたらこれは彼らのネイティブランゲージなのではないかと思いました。手話はろう者にとって本当に自分らしく話せるものだと思います。生まれた時から学んでいくものは大切なものだと思います。今までの訓練により健常者に近づく努力を当たり前に求めるのは、ある意味大切なことだと思いますが、私達も手話を勉強して少しでも解りあえれば、もう少し楽しい社会になると思います。  現在でも手話奉仕員を貝塚市では養成していますが、なかなか定着していないようです。1年間40日学ぶというのは、手話を学ぶには必須の事かと思いますが、なかなか一般の人が挑戦するのにはハードルが高いと思います。今回の条例が出来たら、だれにも身近に手話を感じられ、手話が出来るような環境作りを確保してもらいたいと思います。例えば、英語の勉強でも、幼児から学べる段階から、専門的に学ぶものも幅広くあります。入口の入りやすさがあれば、多くの人がちょっとでも手話が学べると思います。だれでも学べるちょっと手話講座とか手話歌講座とかだれでも入りやすい講座で多くの人が手話になじめるようにしていけば又新しい展開が開けていくのではないかと思いました。 | 本条例制定後、手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、具体的な施策を実施するための「施策の推進方針」を策定します。いただいた手話を学ぶ機会についてのご意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。 |
| ⑤ | 条例の文章が非常にわかりにくいので、もう少しわかりやすい文にして欲しい。 | 条例の趣旨・内容について分かりやすく啓発を行ない、理解の促進に努めてまい  ります。 |
| ・第5条はまだ適してないように思う。ろう者や障害のある人達が働きやすい環境　生活に困らない収入が得られるよう実現して欲しいと思う。ろう者も健常者と同じよう働ける職場環境になるよう努めてほしい。障害者が地区内で就職出来るよう支援して欲しい。力を入れて取り組んで欲しい(仕事の差別　人間関係の差別は無くして欲しい)  ・貝塚市の公共施設の窓口対応（受付）の方は、簡単な会話、あいさつなど、手話を勉強してほしい。手話がある程度できる人は、手話バッチなど見てわかるようにしてほしい。（手話技能  検定３級レベル）  ・ろう者、難聴者がいる職場には、市の職員が行って、最低２時間以上、手話コミュニケーションの講習を、上司、同職員の講習会を開くようにしてほしい。まったくコミュニケーションがゆきとどかないろうの場合は、定期的に市の職員の訪問、手話講習をお願いします。 | 本条例制定後、手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、具体的な施策を  実施するための「施策の推進方針」を策定します。いただいたろう者の方が働く  職場での手話を学ぶ機会や、市役所等での窓口対応についてのご意見は今後の取  組みの参考とさせていただきます。 |